㈢　相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例について、対象となる災害、所轄税務署長への承認申請手続の細目、災害により被害を受けた土地又は建物の価額から控除する金額等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の五の三関係）

㈣　認定民間都市再生事業計画に基づき特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、対象となる特定都市再生緊急整備地域内において施行される都市再生事業により整備される建築物の延べ面積要件を七万五、〇〇〇平方メートル以上（改正前五万平方メートル以上）に引き上げることとした。（租税特別措置法施行令第四三条の二関係）

4　消費課税

㈠　カジノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用対象とならないカジノ業務収入の割合を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四六条の四関係）

㈡　承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置について、相続等があった場合における前年度課税移出数量、完全支配関係、承認酒類製造者の承認に関する事項等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四六条の六～第四六条の七の二関係）

㈢　自動車重量税率の特例措置の適用対象とならない免税対象車等の範囲に、一定の環境性能を有する揮発油自動車等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第五一条の二関係）

二　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二〇年政令第一六一号）の一部改正関係

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置について、適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に対応する部分の金額がある場合における控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額の控除の方法を定めることとした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二七条関係）

三　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第一二一号）の一部改正関係

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の一部改正に伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置について、規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第一八条関係）

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

**◇税理士法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四六号）（財務省）

1　当該職員が、その身分を示す証票の携帯等をしなければならない場合に、その税務相談を行った者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査する場合を加えることとした。（第一五条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

**◇外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四七号）（財務省）

1　外国との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例について、特定の基準所得金額の課税の特例における基準所得税額から除かれる所得税の額の計算に関する規定を定めることとした。（第七条、第一〇条及び第一四条関係）

2　この政令は、令和七年一月一日から施行することとした。

**◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四八号）（財務省）

1　租税条約の相手国等との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例について、特定の基準所得金額の課税の特例における基準所得税額から除かれる所得税の額の計算に関する規定を定めることとした。（第二条の三関係）

2　租税条約の限度税率が住民税をも含めて規定されている場合における法人税の軽減額の計算に係る限度税率の整備を行うこととした。（第四条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和七年一月一日から施行することとした。

**◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四九号）（財務省）

1　電子決済手段等取引業者の営業所等の長が行う本人電子決済手段勘定に係る本人確認の方法を定めることとした。（第三条の四関係）

2　国外電子決済手段移転等をする者の告知制度について、告知書の提出義務のない者の範囲、告知書の提出を受けた電子決済手段等取引業者の営業所等の長の本人確認の方法等を定めることとした。（第九条の六～第九条の八関係）

3　国外電子決済手段移転等調書の提出を要しない国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額の上限額は、一〇〇万円とすることとした。（第九条の九関係）

4　国外電子決済手段移転等調書の提出の特例について、所轄の税務署長以外の税務署長に国外電子決済手段移転等調書の記載事項の提供をしようとする場合における所轄の税務署長への承認申請手続の細目を定めることとした。（第九条の一〇関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、令和六年一月一日から施行することとした。

**◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五〇号）（財務省）

1　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の適用対象から除かれる租税特別措置法の規定の範囲の見直しを行うこととした。（第一条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

**◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五一号）（財務省）

1　被災代替資産等の特別償却制度等について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一三条の二、第一三条の二の二、第一八条の二、第一八条の四、第一八条の六、第二一条、第二六条及び旧第三四条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

**◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一五二号）（財務省）

1　分配時調整外国税相当額の控除について、居住者の復興特別所得税の額から控除する場合に該当するかどうかの判定に用いる所得税の額及び控除限度額の計算の基礎となる基準所得税額に、特定の基準所得金額の課税の特例により課される所得税の額を加えることとした。（第二条の二関係）

2　純損失の繰戻しによる還付の請求について、特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合における還付金額の計算につき所要の整備を行うこととした。（第一三条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和七年一月一日から施行することとした。

**◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五三号）（財務省）

1　新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を一年延長することとした。（第八条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

**◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令**（政令第一五四号）（文部科学省）

1　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）

2　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

3　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。